

令和 2 年第 1 回臨時会 議決結果

番 号	議 案 名	結 果
報告第 1 号	専決処分について（鹿嶋市税条例等の一部を改正する条例）	原案承認
報告第 2 号	専決処分について（鹿嶋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	原案承認
報告第 3 号	専決処分について（鹿嶋市介護保険条例の一部を改正する条例）	原案承認
報告第 4 号	専決処分について（令和 2 年度鹿嶋市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号））	原案承認
報告第 5 号	専決処分について（鹿嶋市国民健康保険条例の一部を改正する条例）	原案承認
報告第 6 号	専決処分について（令和 2 年度鹿嶋市一般会計補正予算（第 1 号））	原案承認
第 2 号議案	感染症・非常事態対策特別委員会設置に関する決議	否 決
第 3 号議案	新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置に関する決議	原案可決
意見書第 3 号	10 万円の支給を別居中の家族が受領できるよう特段の配慮を求める意見書	否 決
意見書第 4 号	茨城県による休業協力金の支払い対象の拡大を求める意見書	否 決
意見書第 5 号	市内観光業への経済的支援及び Goto キャンペーン事業の窓口を地域の旅行代理店も対象とするよう求める意見書	否 決
意見書第 6 号	宮中賑わい創出事業内の歴史資料館を含む複合施設に対する予算執行の凍結を求める意見書	否 決

【議案説明】

報告第 1 号 専決処分について（鹿嶋市税条例等の一部を改正する条例）

専決処分しました条例は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等についての規定を整備するため、条例の一部を改正したものです。

報告第 2 号 専決処分について（鹿嶋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

専決処分しました条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、国民健康保険税の賦課限度額の引上げ及び軽減対象世帯を拡大するため、条例の一部を改正したものです。

報告第 3 号 専決処分について（鹿嶋市介護保険条例の一部を改正する条例）

専決処分しました条例は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、低所得者の第 1 号保険料の軽減措置を図るため、条例の一部を改正したものです。

報告第 4 号 専決処分について（令和 2 年度鹿嶋市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号））

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 395 万 8 千円を追加し、総額を 74 億 2,774 万 7 千円とする補正予算について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いました。

歳入としましては、県支出金の増 395 万 8 千円を見込みました。

歳出としましては、保険給付費の増 395 万 8 千円を計上しました。

報告第 5 号 専決処分について（鹿嶋市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

専決処分しました条例は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等のうちの給与所得者に限り傷病手当金を支給するため、条例の一部を改正したものです。

報告第 6 号 専決処分について（令和 2 年度鹿嶋市一般会計補正予算（第 1 号））

歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,749 万円を追加し、総額 233 億 5,049 万円とする補正予算について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いました。

歳入としましては、財政調整基金繰入金による繰入金の増 1,749 万円を見込みました。

歳出としましては、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策として融資保証関係経費の増 1,749 万円を計上しました。

意見書第 3 号 10 万円の支給を別居中の家族が受領できるよう特段の配慮を求める意見書

全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス（COVID-19）は、令和 2 年 4 月 19 日現在、茨城県内では 139 件の感染が、本市においても 1 件が確認されている。この状況を受け政府は全国民 1 人当たり一律 10 万円を支給すると発表し、鹿嶋市議会としてもこれを歓迎し、速やかな支給を要請するものである。

そのうえで、政府および支給事務に係る行政庁におかれましては、社会的に不安定な立場にいる方々に対して、特段の配慮をして頂き、今回の現金支給が全国民にいきわたるよう政府の対応を強く要請するために、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出しようとするものです。

意見書第 4 号 茨城県による休業協力金の支払い対象の拡大を求める意見書

全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス（COVID-19）は、令和 2 年 4 月 19 日現在、茨城県内では 139 件の感染が、本市においても 1 件が確認されている。これらの影響は今年に入ってから市内の事業者へも甚大な影響を及ぼし、鹿嶋市実施の緊急アンケート調査の結果からも、零細中小企業においては事業継続の危機に瀕している。

そのような政府は 4 月 17 日に、茨城県を 13 ある特定警戒都道府県に指定し、それを受け茨城県も県内事業者に対して休業要請及び休業協力金の制度を発表しましたが、その対象となる事業者は限られています。新型コロナウイルスのクラスター発生は、接待を伴う飲食店だけでなく、居酒屋等での懇親会等でも発生している事例は数多く報告されています。

よって茨城県内においても、この新型コロナウイルスの感染を拡大させないためにも、飲食業への休業自粛の要請及び、協力した事業者に対しての休業給付金の支給を求めるものです。

4 月 19 日には政府も、地方への交付金を休業協力金に充てることを容認することを発表いたしました。

つきましては、茨城県におかれましても、迅速かつ広く休業に協力して頂ける事業者が休業協力金

を受給できるよう制度設計を要請するものであり、茨城県への対応を強く要請するためのもので、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出しようとするものです。

意見書第5号 市内観光業への経済的支援及びGotoキャンペーン事業の窓口を地域の旅行代理店も対象とするよう求める意見書

全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス（COVID-19）は、令和2年4月19日現在、茨城県内では139件の感染が、本市においても1件が確認されている。これらの影響は今年に入ってから市内の事業者へも甚大な影響を及ぼし、鹿嶋市実施の緊急アンケート調査の結果からも、零細中小企業においては事業継続の危機に瀕している。

そのようななか観光庁は4月7日に観光消費回復への支援策を発表され地方都市においては、それら施策が地域で観光業、旅客業、旅行業等を営む事業者が、広くその恩恵が受けられるよう政府の対応を求めるものであります。

つきましては、政府におけるガイドライン策定の際には、鹿嶋市議会としての意見書を考慮して頂くよう政府に対してようせいするものである。

意見書第6号 宮中賑わい創出事業内の歴史資料館を含む複合施設に対する予算執行の凍結を求める意見書

日本国内においても新型コロナウイルスの終息の目途が立たず、各産業において深刻な経営状態が続いており、国や県も支援策を打ち出しているが、鹿嶋市内でその影響を受けているすべての産業がその恩恵を受けられる見通しは立っていない。そのような中、令和2年度鹿嶋市一般会計予算に計上されている、事業ナンバー8004 宮中地区賑わい創出事業内の、物件等移転補償費 100,100 千円及び公有財産購入費 24,200 千円をはじめとした歴史資料館を含む複合施設へ市民の税金を投じることに對して、市民の理解を得られる状況ではなく、ほとんどの市民からは、まずは新型コロナウイルス対策に予算を投じるべきだとの声が高まっている。本意見書提出議員である我々も、まずは鹿嶋市民の生命財産を守るために、宮中賑わい創出事業の中の、歴史資料館を含む複合施設については、予算執行を凍結し、新型コロナウイルス対策のために予算を充てていくことを要請するものである。

第2号議案 感染症・非常事態対策特別委員会の設置に関する決議

昨年12月中国武漢に端を発する新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による感染は全世界へと爆発的に広がり令和2年3月には世界保健機構（WHO）によりパンデミックが加速しているとの宣言がなされました。また4月1日現在で隣接する市町村においても感染者が確認され市民の不安はこれまでに高まっています。

また昨年9月13日には超大型台風15号が本市にも上陸し農業をはじめ各産業、住宅等に甚大な被害をもたらしました。その後の台風19号においても記録的な豪雨により再度、市民生活に甚大な被害が発生するなど、自然災害からの市民生活の復旧においても議会に求められる役割が高まっています。

このことから、鹿嶋市議会は感染症・非常事態対策特別委員会を設置し、鹿嶋市執行部と共に鹿嶋市民の生活再建に取り組む責務を果たす所存です。

第3号議案 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置に関する決議

新型コロナウイルス感染症に関しては、国内外において感染者が増加しており、今後、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行が危惧される状況にあります。

また、政府においては、3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき政府対策本部を設置し、同28日には「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定しました。

このような中、大変憂慮すべき事態ではありますが、本市においても感染者が確認されています。さらに、茨城県においても全ての県民に対し、予防的観点から5月6日まで“平日・休日を問わず、不要不急の外出自粛”の協力要請も行われております。

このことから、鹿嶋市議会として新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置し、市当局と力を合わせて新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び終息以降も含め市民の安全・安心の確保のために取組んでいきます。